

大分市総合計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年6月18日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市総合計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画（以下「計画」という。）の見直し並びに大分市人口ビジョン（以下「ビジョン」という。）及び大分市総合戦略（以下「戦略」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員75人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する専門的事

項を部門別に協議検討するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第 8 条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第 9 条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを支払わないものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。